

信州医学会会則

第1条 本会は信州医学会と称する。

第2条 本会は医学の発展・向上をはかることを目的とする。

第3条 本会の事務局は松本市旭3丁目1番1号信州大学医学部内におく。

第4条 本会はその趣旨に賛同した特定会員によって構成される。

第5条 本会は以下の事業を行う。

1. 会誌の発行
2. 信州医学会賞の選考
3. 学術集会、講演会
4. その他

第6条 会員は会誌の配布をうけ、本会誌へ投稿することができる。

第7条 本会に会長をおき、会長に医学部長をあてる。

第8条 本会に運営委員会をおく。

1. 運営委員会は会の円滑且つ民主的な運営を行う。
2. 運営委員会は、委員長、副委員長および委員で構成される。
3. 運営委員の任期は2年とし、1年毎にその半数を改選する。再任を妨げない。ただし2期引き続いて運営委員となった者が、次年度の委員選出に際して改めて候補者として推薦された場合には、辞退することができる。
4. 運営委員は会員から投票により選出される。
5. 運営委員会は運営委員の互選により、委員長、副委員長を決める。委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
6. 運営委員会は委員の2/3以上の出席をもって成立し、信州医学会の運営にあたる。ただし、委任状を認めない。
7. 運営委員会の議決は出席委員の2/3以上の賛成による。
8. 運営委員会は会員に年1回会務および会計報告を行わなければならない。

第9条 運営委員長

1. 運営委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあった場合には、その職務を代行する。
2. 運営委員長は委員会を招集し、委員会の議長となる。

3. 運営委員長は委員の1/3または会員の1/20以上の要請があった場合には、運営委員会を開かなければならない。

第10条 編集委員会

1. 本会に編集委員会をおく。
2. 編集委員会は会員の意志を反映した学術雑誌を編集する。
3. 編集委員会は会誌の編集に関する一切の権限を有する。
4. 編集委員会は、委員長、副委員長および委員で構成される。
5. 委員長および副委員長は運営委員会にて運営委員の互選による。
6. 委員は運営委員および本会会員である医学部教授を委嘱する。
7. 編集委員長および副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
8. 投稿に関する規程は別に定める。

第11条 会務部

1. 本会に会務部をおく。
2. 会務部は会務および会計を円滑に行う。
3. 会務部は学術集会、講演会の企画を行う。
4. 会務部に会務部長および副会務部長をおく。
5. 会務部長および副会務部長は運営委員の互選による。
9. 会務部長および副会務部長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 監事

1. 本会に監事2名をおく。
2. 監事は会員から投票により選出され、その任期を2年とする。ただし再任を妨げない。
3. 監事は会務を監査する。

第13条 総会

1. 総会は会長が招集する。
2. 総会は1年1回開催し、以下の事項を行う。
 - (1) 会務および会計報告
 - (2) 会長、委員、監事の承認
 - (3) その他の事業
3. 運営委員の2/3または会員1/10の要請があった時は会長は臨時総会を開かなければならない。

- 4.総会は会員の1/5の出席により成立する。ただし、委任状を認める。
- 5.総会の議決は出席会員の過半数をもってする。
- 6.総会の議長は総会で決定する。

第14条 本会の運営費は会費、その他の収入でまかなう。

第15条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第16条 本会会員の会費は年9,000円とする。

附 則

1. この規約は1971年4月24日より効力を発する。
2. 規約改正は総会において出席会員の2/3以上の賛成をもって成立する。

附 則

1. この規約は1972年2月8日より効力を発する。
2. 編集部委員10名、会務部委員2名の他に、会員選挙によらない編集部委員を若干名、運営委員会で委嘱することができる。任期については、第8条4に準ずる。

附 則

1. この規約は1980年1月31日より効力を発する。

附 則

1. この規約は1984年2月9日より効力を発する。
2. 本会に名誉会員をおく。名誉会員は本会の発展、向上に尽くした者で運営委員会の推薦を受け、総会の承認を得たものとする。名誉会員は会費を不要とする。

附 則

1. この規約は1994年1月31日より効力を発する。

附 則

1. この規約は2002年2月18日より効力を発する。

附 則

1. この規約は2004年3月3日より効力を発する。

附 則

1. 本会則は2009年2月19日より効力を発する。

附 則

1. 会員選挙によらない運営委員を若干名、運営委員会で委嘱することができる。任期については第8条3に準ずる。
2. この会則は2010年2月18日より効力を発する。

